create restaurants holdings inc.
最終更新日：2016年5月30日
株式会社 クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長 岡本　晴彦
問合せ先：03-5488-8001（代表）
証券コード：3387

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任とそのあるべき姿を十分に認識し、法令遵守を意識した透明性ある企業活動を目指すことを経営上の重要な課題の一つとして位置付けております。
当社は、株式公開企業として企業価値の増大・最大化がコーポレート・ガバナンスの基本目標であるとの認識に基づき、株主の利益を重視し、企業責任を果たすとともに、経営の効率化を推進し企業価値を継続的に高めていくため、「公正且つ透明な経営」「迅速且つ的確な経営及び執行判断」をなし得るコーポレート・ガバナンス体制の構築を図ってまいります。
また、その実現のため、経営体制のみならず組織や制度等の一層の充実・整備に注力し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則４－２．取締役会の役割・責務（２）】
当社は、取締役会にて決議すべき事項について、十分に審議の上決定しており、各取締役は、決定した内容に基づき、その職務を執行しております。
当社は、監査等委員である取締役以外の取締役・執行役員の報酬については、職務執行の対価であること、役員の生活保障を図るべきであること等の考えから、月額定額報酬を基礎としつつ、部分的に単年度の経営状況・業績達成状況等を勘案した業績連動報酬を導入するという報酬体系を採用しており、中長期的なインセンティブ付けを行う報酬体系は採用しておりません。

補充原則４－２－１
当社としては、持続的な成長に向けて、中長期的な業績に連動した報酬体系の有効性も十分認識しておりますが、当社を取り巻く環境はめまぐるしく変化していること、中期経営計画は毎期見直しを行っていることに加え、監査等委員である取締役以外の取締役・執行役員の報酬については、職務執行の対価であることや役員の生活保障を図るべきであること等の考えに基づき、今後も単年度の経営状況・業績達成状況等を勘案した報酬体系を維持する予定であります。

補充原則４－１１－３
取締役会全体の実効性の評価・分析体制の構築は今後の課題としたく、また開示についても同様に考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社は、現在、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有しておりません。
また、当社は、純投資以外の投資（政策投資）は行わない方針ですので、政策保有株式に関する議決権の行使基準は策定しておりません。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、会社法及び取締役会規程に基づき、取締役と会社との利益相反取引(直接取引・間接取引)及び取締役の競業取引については、取締役会での審議及び決議を要することとしております。なお、この場合、対象となる取締役については、特別利害関係者として当該審議及び決議には参加しないこととしております。さらに、これらの利益相反取引及び競業取引の状況・結果等の重要な事実については、事後的に取締役会での報告を要することとしており、事後的な監視体制も整えております。
なお、当社の主要株主はすべて当社の役員または当社の役員が実質的に支配する法人であるため、上記のほかに主要株主との取引に関する手続は定めておりません。
また、関連当事者取引については、毎期、取締役に対して当該取引の有無・内容についてアンケートを実施し、関連当事者間の取引を管理する体制を整えております。

【原則３－１．情報開示の充実】
（１）経営方針や経営戦略、目標とする経営指標、中期経営計画については、当社ホームページ（URL：http://www.createrestaurants.com/ir/）、決算短信（URL：http://www.createrestaurants.com/ir/）、決算説明資料（URL：http://www.createrestaurants.com/ir/）にて開示しております。
（２）コーポレートガバナンスに関する基本的な方針については、本報告書1.「基本的な考え方」や有価証券報告書（URL：http://www.createrestaurants.com/ir/）等にて開示しております。
（３）監査等委員である取締役以外の取締役の報酬については、月額定額報酬を基礎としながら、部分的に業績連動報酬を導入しております。月額定額報酬と業績連動報酬の合計額は、株主総会にて決議された支払報酬限度額を上限としており、各取締役の個別の報酬額については、取締役会の委任に基づき、個々の属性、役割、当期の経営状況・業績達成状況等を勘案し、代表取締役社長が決定しております。
執行役員の報酬についても、月額定額報酬を基礎としながら、部分的に業績連動報酬を導入しており、各執行役員の個別の報酬額については、個々の属性、役割、当期の経営状況・業績達成状況等を勘案し、代表取締役社長が決定しております。
監査等委員である取締役の報酬については、株主総会にて決議された支払報酬限度額を上限として、監査等委員でない取締役の報酬と同様に、各委員の役割、会社の業績・経営内容、経済情勢等を勘案し、監査等委員の協議により決定しております。
（４）経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっては、候補者の経験、知識、能力、業績評価や当社の規模を踏まえ、取締役会にて十分審議を経た上で決定することとしております。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得ることとしております。
（５）新任取締役候補者及び社外取締役候補者の指名については、その理由を株主総会招集通知にて開示いたします。

【原則４－１．取締役会の役割・責務（１）】
補充原則４－１－１
当社は、取締役会規程を定め、取締役会自身として何を判断・決定するのかを明確にしております。また、その他の事項については、職務権限規程に基づき、業務の性質や規模等に応じて、経営陣に対して委任しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件や株式会社東京証券取引所の定める独立性基準等を考慮し判断しております。また、独立社外取締役の候補者については、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、十分な議論を通じて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－１１－１
当社は、取締役候補者については、飲食事業経験の有無を問わず、幅広く豊富な経験や知識を有し、人格に優れた方を、社内だけでなく社外からも選定するとともに、社外取締役候補者については、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有する方を選定することとしております。
また、当社は、取締役会の規模について、取締役会の構成員を相当数に留めることにより活発な議論を実現し、その結果として審議の充実化を図ることができると考えていることから、現在の取締役会は取締役8名により構成されております。
取締役候補者は、上記及び当社の規模を踏まえ、十分議論の上、最終的に取締役会にて決定しております。

補充原則４－１１－２
当社は、取締役の他社との主な役員兼任状況について、事業報告（URL：http://www.createrestaurants.com/ir/）及び株主総会参考書類（URL：http://www.createrestaurants.com/ir/）において開示しております。また、その詳細については、当社ホームページ（URL：http://www.createrestaurants.com/ir/）において開示しております。

【原則４－１４．取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4－14－2
　当社は、求められる役割と責務を十分に果たしうる専門的知識を有している方を取締役として選任しております。
　また、当社は、取締役として遵守すべき義務、責任等についての社外の専門家による講習会を定期的に実施する他、社外講習会や交流会に参加することを推奨し、取締役として必要な知識の習得及び役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
　取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として以下を定めております。
　(1)株主との対話は、経営企画部が窓口となり、管理本部担当役員が直接面談に臨むことを基本としております。
　(2)IRを担当する経営企画部が中心となり、経理財務部門、人事総務部門と情報共有を密にすることで連携して対応を行い、株主との対話の支援を行ってまいります。
　(3)個別面談以外の対話の手段として、第2四半期決算及び期末決算後に決算説明会を開催しております。また、当社ホームページにて法定開示資料、投資判断の参考となる任意情報を開示し、加えて当社ホームページ内にIR問い合わせ窓口を設置するなど、株主との対話の充実を図っております。
　(4)株主との面談等により収集した意見・懸念等は、管理本部担当役員及びIR担当部門の間で共有し、管理本部担当役員が重要であると判断したものについては、取締役会に報告することとしております。
　(5)株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、当社社内規程(インサイダー取引防止規程)に従う他、決算発表前の期間においては、サイレント期間として投資家との対話を制限しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社後藤国際商業研究所	14,721,000	46.62
株式会社ユリッサ	894,000	2.83
岡本　晴彦	795,900	2.52
川井　潤	405,000	1.28
ビービーエイチ　フォー　フイデリテイ　ロー　プライスド　ストツク　フアンド(プリンシパル　オールセクター　サブポートフォリオ)	402,800	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	378,800	1.20
岡本　梨紗子	282,000	0.89
岡本　侑里子	282,000	0.89
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	244,000	0.78
クリエイト・レストランツ・グループ従業員持株会	195,900	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

SFPダイニング株式会社は、当社の連結子会社であり、東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、SFPダイニング株式会社とは緊密な連携を保ちつつ、事業活動については独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大木　丈史	弁護士											
根本　博史	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大木　丈史	○	○	――	法務に精通しており、法的な知見より当社経営の質の向上及び独立的な立場から、経営監査機能の強化を図ることを期待して、社外監査等委員として選任しております。 同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考え、独立役員として指定した次第です。
根本　博史	○	○	――	公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する知見を相当に有しており、当社の監査体 制強化に活かしていただくため、社外監査等委 員として選任しております。 同氏は、現在・最近及び過去において、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考え、独立役員として指定した次第です。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、内部監査チームとの連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置しておりませんが、監査等委員会が、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、社長は内部監査チームを中心に人選を行い、その任に当てることとしております。
監査等委員会より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員である取締役の指示に従い、監査等委員でない取締役等の指揮命令を受けないものとしており、独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人の会計監査への立会いや、四半期に一度を目安として、意見及び情報交換会を行う等緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。
また、監査等委員会は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行に当たり、内部監査チームと定期的に意見交換を実施し、積極的に情報交換を行う等相互に連携を取りながら緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、監査等委員である取締役以外の取締役・執行役員の報酬については、職務執行の対価であること、役員の生活保障を図るべきであること等の考えから、月額定額報酬を基礎としつつ、部分的に単年度の経営状況・業績達成状況等を勘案した業績連動報酬を導入するという報酬体系を採用しており、中長期的なインセンティブ付けを行う報酬体系は採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第19期の取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりです。

1．取締役　5名　171百万円
2．監査役　3名（内、社外監査役2名）　16百万円（内、社外監査役7百万円）

※使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、職務、実績等を総合的に判断し決定しております。報酬限度額については、平成28年5月27日開催の第19期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役を年額20百万円以内とすることを決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対し、取締役会開催の際、総務チームより取締役会招集通知及び資料を送付し、報告及び決議事項に関する事前説明を行うとともに、社外取締役からの質問に対応しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）業務執行
当社の取締役会は、取締役8名、うち監査等委員である社外取締役2名で構成されており、法令上の規定事項その他経営の重要事項について、審議及び決定を行う機関と位置付け、業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、業務執行上の最高意思決定機関として原則毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。
当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名、うち監査等委員である社外取締役2名で構成されており、経営や業務執行の監督・牽制機能を果たすべく、監査等に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。
このほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員と常勤の監査等委員である取締役、執行役員等で構成する社長会を原則月1回開催しており、各グループ事業会社から業務執行状況と事業実績が報告され、予実分析等の検討を行うほか、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行っております。
取締役もしくは執行役員は部門責任者として各本部の業務を分掌しており、牽制機能が働く組織体制となっております。また、グループ全体の運営においては、当社の取締役及び使用人が、各事業会社の取締役または監査役に就任することで、各事業会社の業務を分掌しており、牽制機能が働く組織体制となっております。

（2）監査等委員会の機能強化に向けた取組状況
当社は、監査等委員会の機能強化に向けた取り組みとして、監査等委員である社外取締役候補者の選定にあたっては、財務・会計に関する相当程度の知見や企業法務に精通し、専門的知識や豊富な経験を有する人材を選定しております。
なお、監査等委員である社外取締役を選任するための独立性については、会社法上の社外取締役の要件や株式会社東京証券取引所の定める独立性基準等を考慮し判断しております。
（3）内部監査および監査等委員監査の状況
当社では、内部監査部門として、社長直属の内部監査チームを設置し、チームリーダー以下3名において作成した年間の監査計画に基づき、往査または書面により内部監査を行います。内部監査チームリーダーは当該監査終了後、監査報告書を作成、社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門長より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行っております。

（4）会計監査人
当社は、会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、法定監査の他、会計上の課題について随時確認を行い、適正な処理を行っております。直前事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は原田誠司、山本千鶴子の2名であります。その他に公認会計士16名、その他の者16名が補助者として当期の会計監査業務に携わっております。

（5）取締役候補者の指名及び報酬決定方法
取締役候補者の指名については、現任取締役の推薦により、候補者を選定し、取締役会で過半数の信任を得られた場合、取締役候補者として株主総会の議案に上程することとしております。
取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

（6）責任限定契約の内容の概要
当社と監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定が行える体制と同時に業務執行の状況が監督できる体制が重要と考えており、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模とし、また、監査等委員である取締役が監査・監督する体制により、経営監視機能の面で十分な透明性と適法性が確保されていると判断しているため、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため、株主総会の開催日は集中日とはなりません。
その他	ホームページにおける招集通知及び決議通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期及び期末決算時の年2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、アニュアルレポート、適時開示資料等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：経営企画部　IRチーム	
その他	個人投資家向けのIRフェアへの出展	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識しております。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、行動規範を定める他、社員総会を毎年開催し、社長が自らの言葉で役職員へ年度の方針を伝えており、健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営理念に基づき、レストランの運営を通じて、安全・安心な料理、ホスピタリティ溢れるサービス・空間を提供し、加えて、地域の雇用促進、地元食材の積極的活用など、食を通じたよりよい社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。今後も、定期的に開催される取締役会や社長会等において、経営と環境の問題について適宜検討してまいりたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、株主をはじめとするステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するため、情報開示においては、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所が規定する適時開示規則を遵守した上で、当社ホームページや東京証券取引所のウェブサイト等を通じ、適切かつ迅速な情報開示を行ってまいります。また、法令及び規則外の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえ、速やかな情報開示に努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）役職員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「役職員行動規則」及び「コンプライアンス組織・運営規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。
（2）社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、全社のコンプライアンス意識向上に努める。
（3）適切な財務諸表作成のために、決算管理チームリーダーは「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
（4）コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
（5）内部監査チームは各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会との情報交換会を定期的に開催する。
（6）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、役職員行動規則において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、管理本部担当役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
（2）取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。
また、各部門のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスク管理を行い、リスクを統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告する。
（2）不測の事態が発生した場合には、「緊急対策規程」に基づき、迅速に対応することとする。
（3）内部監査チームは、グループ各社及び各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長及び管理本部担当役員に報告する。社長は必要に応じ、取締役会に報告する。
（4）各種リスクの管理状況については、管理本部担当役員が年に1度、取締役会に報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認する。
また、経営環境及び企業内部環境の変化に応じて経営計画の前提条件の見直しを行う。
（2）当社取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「業務分掌規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

5．当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
企業集団における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援等を受ける。
当社は、当社取締役及びグループ各社社長が出席する定例会議を月1回開催し、経営数値その他重要な情報について、当社へ定期的な報告を行う。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制」のとおり、グループ一体となった損失の危機管理体制を構築する。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務執行の報告を受けるとともに、子会社の重要な決定については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議又は報告を行うこと等により、子会社の職務の執行の効率を確保する。
（4）子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ各社の取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。
グループ各社に対する監査は、原則として子会社を対象として、別に定める「内部監査規程」に準じて実施する。内部監査報告書は社長に提出するものとする。また、監査の結果に基づいて、必要があれば社長はグループ各社に対して指導または勧告を行う。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、社長は内部監査チームを中心に人選を行い、その任に当てるものとする。

7．前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員である取締役の指示に従い、監査等委員でない取締役等の指揮命令を受けない。

8．当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、並びにその報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）監査等委員会は、当社及びグループ各社の取締役会その他の重要な経営会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から重要事項の報告を受ける。また、当社監査等委員会は、必要と判断する会議の議事録等について回覧することができる。
（2）著しい損失や重大なコンプライアンス違反が発生または発生のおそれがある場合は、当社及びグループ各社の担当取締役等は監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。
（3）当社監査等委員会はいつでも必要に応じ、当社及びグループ各社の取締役等に対して報告を求めることができることとする。
（4）当社の内部通報制度の担当部署は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況について、報告を行うものとする。
（5）監査等委員会に報告を行った当社及び当社グループ各社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9．当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。

11．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

「内部統制システムの整備状況」
1．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制につきましては、法令・社内規程（文書管理規程）に基づき、全部門の文書の分類、並びに保存責任部署及び保存期間の明確化を行うことで、必要な関係者が常時これらの文書を閲覧できる体制を整備しております。
2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、当社グループにおけるリスクの洗出しを行った上で、各リスクの責任部署及び対応策を明確にしております。また、リスクの管理状況については、内部監査チームが定期的に各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を管理本部担当役員及び社長に報告する体制としており、各本部のリスクを一元的且つ体系的に管理する体制を整備しております。

3. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及び複数のコンプライアンス・オフィサーからなるコンプライアンス委員会を組織しております。コンプライアンス委員会では定期的な会合の他、必要に応じて随時コンプライアンス施策を協議し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の維持・向上に努めております。また、従業員からの相談窓口としてコンプライアンス相談窓口及び顧問弁護士宛の内部通報窓口を設置する等、コンプライアンスリスクの抑制に努める体制を整備しております。
4. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制につきましては、「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行う体制を整備しております。また、関係会社に対する監査は、原則として子会社を対象として監査を実施し、監査の結果に基づいて、必要があれば社長が関係会社に対して指導または勧告を行う体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況につきましては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、これらによる不当要求は断固として拒否することを、役職員行動規則において、遵守事項として掲げております。また、反社会的勢力への対応マニュアルを整備している他、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新　　なし

該当項目に関する補足説明 更新

現在のところ、買収防衛策は特に設けておりません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（1）適時開示体制の概要
当社は、経営の透明性や公正性を保ち、迅速かつ適切な情報開示を行うことを経営における重大な義務であると認識し、常に投資家の皆様の視点に立った会社情報の公正かつ適切な開示に最大限の努力を図っております。
当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づき、会社情報の開示行っております。また上記に該当しない情報であっても、経営の透明性を高めると判断した情報については積極的な情報開示に努めております。

（2）会社情報の適時開示に係る社内体制
当社は、専務取締役管理本部担当を情報開示責任者とし、情報開示担当部署を経営企画部としております。重要事項が決定された場合または発生した場合には、関連部署からの情報を集約・確認・管理し、代表取締役社長及び情報管理責任者の判断により、迅速に適時開示を行います。
証券取引所への情報開示については、取締役会の決議を要するものは決議後、それ以外のものは代表取締役社長への報告後、東京証券取引所への事前説明を行った上で、速やかに「TDnetオンライン登録システム」へ情報登録を行うとともに、当社ホームページへ掲載を行います。
なお、常勤監査等委員である取締役は、取締役会、社長会、その他重要な会議に出席して重要事項の内容を把握し、情報収集及び情報開示体制について随時チェックを行っております。

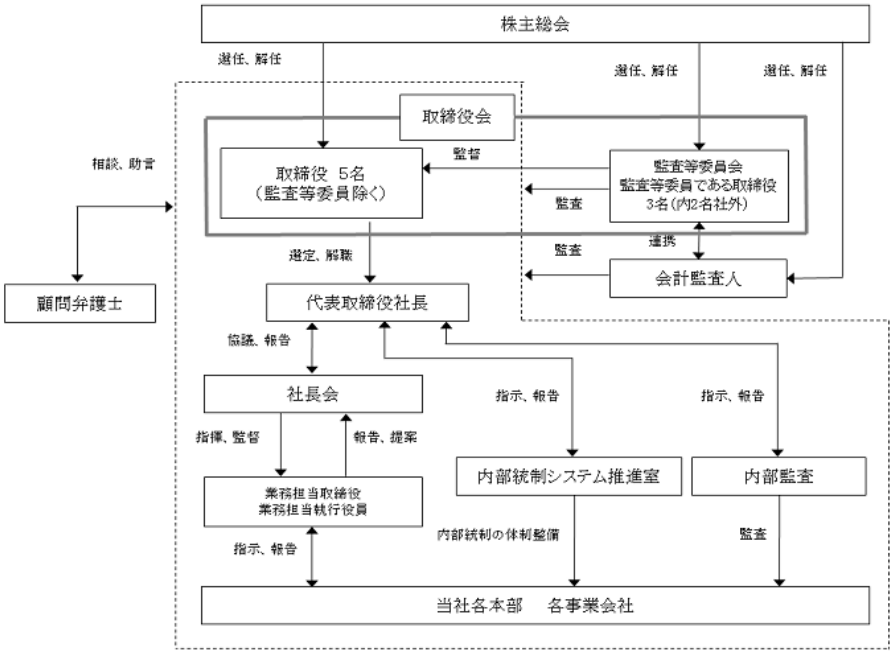

適時開示体制の概要（模式図）

